

法律第百二号（平一八・一一・一七）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「秘書官にあつては俸給、地域手当」の下に「、広域異動手当」を加える。

第七条の三中「地域手当」の下に「、広域異動手当」を加える。

附 則

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（総務・内閣総理大臣署名）